

# 自賠責施術料金目安表 平成25年7月1日～

項目	細項目	料金	備考
初検料		2,830	最初の来院日に算定できる
初検料加算	時間外	780	6:00～8:00及び18:00～22:00。但し、表示された施術時間内の場合は、算定できない
	休日	2,240	日曜・祝日・12/29～1/3。但し、当該日を施術日としている場合は、算定できない。
	深夜	4,490	22:00～6:00、この時間施術時間としている場合は算定不可
再検料		420	初検を算定した月は、その翌来院日に1回、翌月と翌々月は2回を限度として算定
往療料*1		2,680	往診した日に算定
往療料加算	距離*2	1,150	2キロメートル又は端数を増す毎に、加算
	時間外	100%	基本往療料に距離加算額を加えた値に掛けて算定。6:00～8:00及び18:00～22:00。但し、表示された施術時間内の場合は、算定できない
	その他	200%	算定方法は上記に同じ。深夜(初検加算に同じ)、難路(急激な坂道など)、暴風雨雪(気象庁によって、警報がでている場合)で、算定可能
情報提供料		1,000	柔道整復内の傷病について、医療機関に紹介した場合に限り算定可能。同意を得る為だけの紹介や内科系疾患による紹介などでは算定不可。
特別材料料	骨折・脱臼 不全骨折	1,620	初検を算定した日に、初回処置料とともに一回のみ算定可能
	捻挫・打撲 挫傷	970	

初回処置料		
項目	部位	料金
骨折 整復料	大腿骨・下腿骨・上腕骨 前腕骨	12,960
	鎖骨・指骨・手根骨 中手骨・肋骨・趾骨 足根骨・中足骨	5,910
不全骨折 固定料	骨盤・大腿骨	10,370
	下腿骨・膝蓋骨・上腕骨 前腕骨	7,920
	胸骨・肋骨・鎖骨	4,320
	指骨・中手骨・手根骨 趾骨・中足骨・足根骨	4,040
脱臼 整復料	股関節	10,080
	肩関節	8,930
	肘関節・膝関節・手関節 指関節・足関節・趾関節	4,040
	顎関節(一側毎)	2,600
施療料	捻挫・打撲・挫傷の際、 部位に因らず、一部位毎 に算定	1,090

内容		3ヶ月まで	4ヶ月～	3部位目～	備考	
後療料	骨折	一般	1,520	1,520	910	初回処置料を算定しない場合は、初検から、算定する場合は、2回目から算定可能。 拘縮後療算定条件 ・関節近傍の骨折 ・拘縮が2関節以上にわたっている ・受傷日より起算して22日より
		拘縮	2,040	2,040	1,220	
	不全骨折	一般	1,280	1,280	770	
		拘縮	1,800	1,800	1,080	
	脱臼	1,280	770	770		
	捻挫・打撲・挫傷	1,230	740	740		
電療料	骨折・不全骨折	冷 200	冷 200	冷 120	初検日より算定可能。 但し、冷電法と温電法は重複請求できない。(損保会社によっては 温190円)	
		温 200	温 200	温 120		
	その他	冷 200	冷 120	冷 120		
		温 200	温 120	温 120		
電療料	骨折・不全骨折	1,100	1,100	660	2回目の施術日より、算定可能。 但し、電療の種類、回数問わず、1日1回のみ算定可能。	
	その他	1,100	660	660		

施術証明書料		
1通につき		5,000
入室料・食事料		
それぞれ		470
指導管理料*3		
		820
運動療法料*4		
		410
包帯交換料	骨折・脱臼 不全骨折*5	700
	捻挫・打撲 挫傷*5	350

\*1 往療の正当な理由なく(歩行不能の理由なく)、患者の求めに応じて往診した際は、算定できない。

\*2 距離とは、直線距離であって、実際の移動距離ではない。又、続けて往療をする場合には、前の患者から次の患者までの直線距離か、整骨院から次の患者までの直線距離のどちらか近い方で算定する。8Km以上は加算不可

\*3 指導管理料は、7日に1回、月5回を限度として後療とともに算定できる。

\*4 運動療法料は、7日に1回、月5回を限度として後療とともに算定できる。但し、1回20分以上、運動器具を用いた療法を用いた場合にのみ算定

\*5 包帯交換料は、初回交換時1回、初検日から1週間以内で1回、以後1～2週間以内、2～3週間以内、3～4週間以内、4週間以上で1回ずつ、計6回まで算定可能。但し、応答日に来院がない場合、算定できない。

平成25年7月1日適用